

個人所得課税 青色申告特別控除における控除額の引き下げ

1. 改正の概要

- 取引を正規の簿記の原則に従って記録している個人の青色申告特別控除の控除額が55万円(改正前65万円)に引き下げとなる。ただし、一定の要件(※)を満たした場合には、控除額は65万円とする。

(※)適用要件

次に掲げるイ・ロのいずれかの要件を満たす場合に青色申告特別控除の控除額を65万円とする。

イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること

ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用していること

2. 適用時期

- 平成32年分以後の所得税及び平成33年以後の個人住民税について適用される。

3. 実務上の留意点

- 簡易簿記や現金主義による控除額10万円の青色申告特別控除については改正なし。
- 改正前控除額が65万円の個人で、電磁的記録の備付け及び保存等なしの場合には、控除額が55万円となり、増税となる。

| | 簡易簿記・現金主義 | 正規の簿記の原則 一定の要件(※)を満たさない場合 | 正規の簿記の原則 一定の要件(※)を満たした場合 |
|--------|-----------|------------------------------|-----------------------------|
| 改正前控除額 | 10万円 | 65万円 | 65万円 |
| 改正案控除額 | 10万円 | 55万円 | 65万円 |

4. 今後の注目点

青色申告は、記帳を前提とした課税を行うために導入された制度であるが、今年度改正は、電子申告納税制度の定着を図るための改正であると考えられ、電子申告が現在よりも普及すると想定される。